

自主防災組織活動支援補助金のQ & A（令和5年度改正）

※改正部分には下線を引いています。

項目	No	Q & A
補助の対象となる活動	1	<p>Q 補助対象活動の経費とはどのようなものですか。</p> <p>A 主なものを例示します。                      (1) 防災知識の普及（研修会、会報等の発行を含む。）に関する活動                      例 講師・出演者への謝金、自主防災組織として防災関連施設を見学する際の入場料やそれに伴う交通費、研修会への参加費、会報の印刷費など                      (2) 防災用資機材の整備に関する活動                      例 資機材の買い替え、修繕費など                      (3) 防災訓練の実施に関する活動                      例 訓練会場設営費、会場使用料、音響業務等の委託料、各種機材のレンタル料、訓練ポスター作製費など                      (4) 災害時の情報伝達、安否確認及び避難誘導並びに避難所運営に寄与する活動                      例 看板作成、発動発電機配備、安否確認用品、情報発信機器の購入・リース・レンタル料など                      (5) 災害時において必要となる備蓄食料の備蓄に関する活動                      例 アルファ化米、乾パン、ビスケット等の備蓄食料の購入に係る経費など</p> <p>活用実績も参考にしてください。</p>
	2	<p>Q 講師を呼ぶ研修と、講習会等へ参加する研修、両方対象となりますか。</p> <p>A どちらも、組織として参加、実施する研修は対象となります。個人を対象とした資格取得等は対象外です。</p>
	3	<p>Q 防災士の資格を取得する費用は対象となりますか。</p> <p>A 個人の資格取得に要する経費は対象となりません。</p>
	4	<p>Q 防災訓練の参加率を上げるため、芸人を派遣してもらったり、品物等を配る費用は対象となりますか。</p> <p>A 訓練と直接関係がなかったり、訓練の効果を高めるとは認めがたい場合は対象外とします。ただし、派遣された芸人が直接防災活動（講師、司会進行等）を行うことが啓発につながると認められる、また品物等を配布することが啓発につながる場合は対象と認めます。</p>
	5	<p>Q 備蓄食の購入は補助対象となりますか。</p> <p>A 次の4つの要件を満たすことを条件として、備蓄食を補助対象とします。                      ①原則として賞味期限が5年以上あること                      ②自主防災組織が設置した備蓄倉庫等で適切に管理され、災害発生時を除いて使用しないこと                      ③賞味期限が近づいた場合の有効活用方法について予め定めておくこと                      ④災害時及び平時のいずれにおいても、食料品を配布する場合は、自主防災組織への加入有無を問わず、地域住民に広く配布を行うこと</p> <p>ただし、炊き出しの食料、訓練や啓発での配布（賞味期限が近づいた備蓄食の有効活用を除く）、会合時のお茶代など、その場限りの飲食に伴う経費は対象外となります。</p>
	6	<p>Q 補助対象となる備蓄食料の種類は決まっていますか。</p> <p>A 補助対象となる備蓄食料の種類は以下のとおりとします。                      ①主食となるもの（アルファ化米、ライスクッキー、乾パンなど）                      ②高齢者用食（アルファ化米（お粥）など）                      ③調理不要な簡易食糧（ビスケット、クッキーなど）                      ④飲料水</p>

自主防災組織活動支援補助金のQ & A（令和5年度改正）

※改正部分には下線を引いています。

項目	No	Q & A
補助の対象となる活動	7	<p>Q 5-A-③に「有効活用方法について予め定めておくこと」とあるが、具体的にどのようなものですか。</p> <p>A 以下のとおり、定めてください。</p> <p>●●地区自主防災組織備蓄食料の有効活用方法について</p> <p>1 賞味期限が残り1年未満となった備蓄物資の有効活用を行い、期限切れによる廃棄を抑え、地域住民等の防災意識の高揚を図る。</p> <p>2 次に掲げる方法で備蓄物資の有効活用を行う。</p> <p>(1) 自主防災組織が主催若しくは参加する訓練、講座又は防災に関する啓発を含む行事（以下「催事等」という。）で使用する場合、使用状況を把握するものとする。</p> <p>(2) (1)の方法で活用を行ったものの、賞味期限内での備蓄物資の配布が困難と判断した場合は、賞味期限に余裕がある時点（おおよそ1か月以上）で、市と相談の上、福祉団体への寄付の検討を行う。寄付を行う場合は、提供状況を把握するものとする。</p> <p>3 取扱いに関する留意点は以下のとおり。</p> <p>(1) 転売しないこと。</p> <p>(2) 賞味期限内に消費し、物資を廃棄しないこと。</p> <p>※様式等については、申請案内時に具体的にお示しします。</p>
	8	<p>Q 安否確認のために、玄関等に掲げる物（例えば、カードやタオル等）を全住戸に配布したいが、対象となりますか。</p> <p>A 迅速に安否確認ができる体制を構築するためなので、対象となります。なお、本補助金の目的は、自治会加入の有無に関わらず災害時に近隣住民による助け合いを促進することです。その点に留意して活動していただきますようお願いいたします。</p>
	9	<p>Q 避難所運営のための発動発電機、扇風機などの購入費は対象となりますか。</p> <p>A 個人や一部の団体のみが所有・利用するのではなく、防災用の資機材であることを明示したうえで、倉庫等に保管しているものは対象となります。年に1回程度の資機材の点検や訓練での利用ができる環境で保管し、避難者が公平に利用できる資機材であることが条件です。</p>
補助の対象となる活動	10	<p>Q 単一自主防災組織が管理する防災用資機材の更新費用は対象となりますか。</p> <p>A 対象となります。ただし、地域内には自主防災組織が多数存在することから、更新を予定する予算の配分を公平にするなどの配慮をお願いします。</p>
	11	<p>Q 活動時に着用するユニフォームをやびズを作成したい。補助対象となりますか。</p> <p>A ユニフォームが個人用の場合は対象となりません。自主防災組織が所有しており、自主防災組織の役割に応じてメンバーに貸与するような場合は対象となります。</p>
	12	<p>Q 災害時に避難所の運営等で活動した御礼として、謝礼金は対象となりますか。</p> <p>A 人件費は対象となりません。</p>
	13	<p>Q 新型コロナウイルス感染症や、台風・地震などの自然災害により、予定していた活動や事業を休止せざるを得なかった場合、準備のために支出した経費は対象になりますか。具体的には、購入したモノがあったり、依頼した業者にキャンセル料が発生したりします。</p> <p>A 予定通り実施していた場合に発生したであろう経費については、補助金の対象として認めます。なお、当該年度に購入した物品等で、翌年度にも使用できるものについては、改めて購入するのではなく、前年度のものを使用していただく等、経費節約に努めてください。</p>
	14	<p>Q 1000円の商品を購入しました。ポイントカードを持っていたので、代金のうち200円分はポイントを使用しました。</p> <p>A ポイントカードは個人のものであるため、使用しないでください。（万が一使用してしまった場合は、現金に相当する800円しか認められません。）</p>

自主防災組織活動支援補助金のQ & A（令和5年度改正）

※改正部分には下線を引いています。

項目	No	Q & A
補助の対象となる活動	15	Q 高額な資機材を分割払いで購入しました。翌年度4月以降も支払が残っていますが、資機材代金全額が経費として認められるのですか。
		A 補助金は、当該年度に実施した事業（この場合は資機材の購入）が対象です。翌年度以降の支払いは、前年度に実施した事業であるため対象となりません。
	16	Q 自治会や他組織と合同で開催した事業の経費は対象となりますか。
		A 自主防災組織が負担した金額に限り対象となります。例えば、全体の活動経費5万円の内訳として、自主防災組織の負担金が3万円、参加費その他の協賛金が2万円であった場合、補助対象金額は3万円となります。
	17	前提 ある研修会を自主防災組織をはじめ、地域の諸団体と共催で実施する予定です。その際、実行委員会を組織し、委員となる構成団体が協賛金を出し合って事業の運営を行います。
		Q1 実行委員会主催の事業となるため、相手（店舗等）からは実行委員会宛に領収書が発行されますが、補助対象として認められますか。
		A1 以下の要件をすべて満たす場合に認めます。 ・実行委員会名簿で自主防災組織が委員であることが確認できる。 ・自主防災組織が協賛金を支払っていることが実行委員会の入金票や研修会の収支報告書などで確認できる ・自主防災組織の協賛した金額に相当する支出が補助金の目的に合致している。 ・実行委員会宛の領収書のうち、当該額が自主防災組織が負担した金額以上である。
		Q2 参加者から参加費を徴収したため、その額は実行委員会の収入として計上されることとなりますが、この場合の収入金額は自主防災組織の収入となり、補助金の額から控除されますか。
		A2 実行委員会の収入を当該構成団体に分配するような場合でない限り、自主防災組織の収入とは認められませんので、補助金額からその額を控除する必要はありません。迷われた場合は、危機管理室にご相談ください。
	交付申請について	18
A 同じ活動経費に対し重複して申請することはできませんが、同じ防災訓練であっても、連合自治会としての経費、自主防災組織としての経費を明確に分け、各々支払を証する書類があれば、2つの補助金を活用することはできます。		
19		Q 実績額が上限額未満であれば、翌年度に繰り越すことはできますか。
		A 年度を越えての繰り越しはできません。また、翌年度の上限額も変動しません。
20		Q 交付申請の実施する事業や金額などの内容が変更になった場合はどうすればいいですか。交付決定通知はもらっています。
		A 変更交付申請が必要となります。変更があった時点で、速やかに危機管理室にご相談ください。
実績報告について	21	Q 支払いを証する書類はレシートでもいいですか。
		A レシートのみは不可です。支払いを証する書類は自主防災組織名称、支払った内容、金額が記載され、領収印のある書類とします。内訳の参考書類としてレシートや見積書等を添付して提出してください。購入物品や活動内容がわからない場合は補助金の対象となりません。
	22	Q 領収書は原本を提出する必要がありますか。
		A 原本を提出してください。もし、どうしても原本の提出が難しい場合、危機管理室に原本を提示したうえで、写しに「原本確認済み」であるチェックを受けてください。

自主防災組織活動支援補助金のQ & A（令和5年度改正）

※改正部分には下線を引いています。

項目	No	Q & A
実績報告について	23	Q 領収書を紛失しました。
		A 紛失した場合は領収証等の再発行をして添付してください。支払いを証する書類がない場合は補助の対象となりません。
	24	Q 物品をインターネットショッピングで購入した際、領収書が個人名で発行されました。有効な経費として認められますか。
		A 個人宛の領収書は認められません。ただし、自主防災組織から当該個人に対して購入に関することを委任している場合（委任状）や、自主防災組織代表者が自主防災組織としての支払いであることを証明できる（支払証明）を添付できる場合は認めます。
	25	Q インターネットで商品を購入し、年度内に納品も済ませたが、領収書が手元に届くのが4月に入ってしまう。補助対象経費として認められますか。
		A 申請期限内に領収書が手元に届かない可能性があるとうかつた時点で、速やかに危機管理室に相談してください。
交付請求について	26	Q 複数の口座を指定できますか。
		A 指定できる口座は一つです。
	27	Q 振込先は自主防災組織の代表者名義以外も指定できますか。
		A 振込先は自主防災組織、連合自治会の会長又は会計員（役員の肩書）の名義を指定できます。自主防災組織の代表者名義以外の口座に振り込む場合は、委任状が必要となります。
交付請求について	28	Q 自主防災組織の委員長が自治会の会長を兼務しています。振込依頼先として「自治会」の口座を指定する場合、委任状は必要ですか。
		A 委任状は必要です。 委任者を「自主防災組織の委員長A」受任者を「自治会の会長A」として、委任状を作成してください。
	29	Q 自主防災組織の会計担当が自治会の会計担当も兼務しています。振込依頼先の口座名義は「自治会の会計担当」として登録されています。この場合、請求書に添付する委任状の受任者欄はどのように書けばよいですか。
		A 請求書の振込先口座の名義と委任状の受任者欄は同一である必要があります。 今回のように振込先口座の名義が「自治会の会計担当」のときは受任者欄も「自治会の会計担当」を記載してください。振込先口座の名義が「自主防災組織の会計担当」のときは受任者欄は「自主防災組織の会計担当」としてください。
	30	Q 自主防災組織の組織名を変更しましたが、自主防災組織の口座名義は変更しておらず旧名称のままです。口座名義の変更は手続きが煩雑のため、引き続き旧名称のまま口座を利用できますか。
		A 請求書の振込先口座の名義は、請求者または委任状の受任者と同じである必要がありますので、口座名義を新しい組織名に変更する必要があります。